

第4回定例委員会会議録

- 委員長) 日程第1 開会宣言
- 委員長) 日程第2 会議成立の宣言
- 委員長) 日程第3 会議録署名委員の指名(宇佐見委員)
- 委員長) それでは、日程第4の審議に入ります。

第10号議案「平成24年度芦屋市義務教育諸学校教科用図書採択協議会委員の委嘱又は任命について」ですが、これは、次の第11号議案「平成25年度使用芦屋市立義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針について」とも関連する議案ですので、一括して審議したいと思いますが、御異議はございませんか。

〈異議なしの声〉

- 委員長) 異議なしと認めます。それでは、第10号議案と第11号議案について、一括して提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

- 委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

- 小石委員) 今回の提案について別に反対はございませんが、この専門員は、教頭先生と先生が5名以下とされていますが、小学校と中学校ではそれぞれ別で設置されるのでしょうか。

それから、すべての教科の教科書も、こういう方法で検討されるのでしょうか。

- 学校教育課長) 大きく分けて、採択替えがある場合と、ない場合の動きで異なります。採択替えがある場合、例えば小学校の教科書を採択替えをするというときは、各教科で代表の校長先生を中心に、

大体5名ぐらいのグループを組んで、調査・研究することを、全教科にわたって行います。

また、教科の専門職がはっきりしている中学校の場合は、校長もしくは教頭が長となり、各教科の先生が各学校から1人ずつ出てこられて、全教科書を見た上で、いいところ、ほかとの比較の中での特徴といったことをまとめ、第2回目の採択協議会に提案することになっております。

小石委員) わかりました。各教科について、専門員会が設置されるということですね。

学校教育課長) そうです。

白川委員) では、今回は専門員を選ぶ必要がないわけですか。

学校教育課長) はい。一般図書についてのみということになります。

委員長) この協議会の開催日程は、もう決めておられますか。

学校教育課長) 実際には、今回の教育委員会で協議会の構成委員を承認いただいてからとなりますが、今のところ、6月6日に第1回目を開催したいと思っております。

宇佐見委員) 一般図書の採択についてですが、毎年どのぐらい違ったものが採択されるのでしょうか。

学校教育課長) まず、国が一般図書としてふさわしい本として、およそ300冊余りの本を載せたリストを提示してきます。300冊全部を検討するのは非常に難しい部分がありますので、県では、このぐらいであれば学校でいろんな種類や障がいの種別に対応できる教科書として使えるであろう150冊余りの本を載せたリストをつくります。例年は、この県が作成するリストを中心に論議をすることになっておりますが、見直すときには、新た

に追加されたもの、絶版になっているものがありますので、若干の入れかわりがあります。大体140冊から150冊ぐらいについて最終的に県で作成するリストをもとに、この調査研究専門員会で検討しています。

白川委員) 一般図書の調査研究専門員会は何名ぐらいで構成されていますか。

学校教育課長) はい。現在、障がいの種別は4つとなっていますので、4つの学級からお一人ずつ代表が入り、代表校長が1名が加わり、合計5名で構成される予定です。

白川委員) では、協議会の委員としては、特別支援教育に特に詳しい方でなくても、専門員会から報告が上げられるとそれを尊重するということですか。

学校教育課長) その本を一番見るのはだれかということですので、例えば全部の教科書に目を通すということはなかなか難しいことですが、県が選んだ約150冊については、県の特別支援センターで展示しておりますので、メンバーの代表者が向かいまして、1冊1冊確認する作業は必ず要るかと思います。専門員のメンバーも、この協議会に出席したときには、この本はどうかと聞かれた場合、答えられるだけの準備はしておかないといけない心構えで臨んでもらうこととなります。

委員長) これは、一般図書に関しては協議会で採択されるということですが、手続きとしては、教育委員会に結果が提示されて、採択の決議となるのでしょうか。

学校教育課長) 基本方針の(6)にて、「協議会は」というところから最後に「教育委員会に答申するものとする」ということがありま

すので、教育委員会に答申が来た結果につきまして、最終的には教育委員会が決定することになります。

委員長) 我々としては選別の見方を知ることができれば一般図書の勉強になるかと思えますね。今年は中学校・小学校ともに採択がありませんから、ゆっくり時間がとれるのではないのでしょうか。この委員会に上げるときに、協議会の先生と特別委員会から専門員の方が出てきて、一般図書の種類や内容、ここが適切と判断して選択した事情や理由、プロセスなどについて、もし御手配できれば、情報提供をしていただくことをお願いします。

学校教育課長) 現物ということではなく、どういうポイントで選んだなどといった見方でしょうか。

委員長) 一方はここがよいけれど、片方はここの部分がよいのではないかというようなところが聞けると参考になるかと思えます。時間があればですけどね。

学校教育課長) そうです。複数の冊数で提案します。

委員長) 一方はここがよいけれど、片方はここの部分がよいのではないかというような、そのところが聞けると参考になるかなと思えます。時間があればですけどね。

学校教育課長) 言われるように、県が選んでいるからということは理由にはならないと思えます。やはり芦屋市としてなぜこれが選ばれたのかということを説明できるということが大事になりますので、今度の専門員の方には、その点を教育委員の皆様にもわかるような説明を求めたいと思えます。

委員長) ありがとうございます。今回は、ほかの中学校・小学校の図書は、協議会にはかけないわけでしょう、1冊も検討対象に

はならないはずですよ。

学校教育課長) いえ、継続して使いますという確認作業は要ります。例外的な措置が先ほどあるということを示し上げましたので、必ずしも自動的に4年で、その間は何もしなくてもいいということではないんです。

委員長) そうすると、専門委員会があって、そして協議会のほうにそれが報告されてくるわけですか。

学校教育課長) そうではなくて、小学校、中学校については特に検討する材料がない場合は、専門委員会は開かないことになります。

小石委員) この特別支援学校・学級用の一般図書ということですが、これは教科書とは違いますね。県のほうから数の枠を絞ってくるのは、どのくらいの冊数でしょうか。

学校教育課長) 先ほど少し申し上げましたが、国が作成した300冊規模のリストの中で、県が150冊程度に絞ってきまして、その中で検討すればいいということを示していただきます。

小石委員) そういうことですね。

委員長) 現実にいつもここに並べられる、算数や国語などのいろいろな教材は、150冊規模で並んでないですよ。実際は100冊以上あるんですか。

学校教育課長) 例年、教育委員会の中で御覧いただくときは、いつも図書館から借りられる分だけを並べて見ていただいている状況なので、150冊規模では御用意ができません。あらかじめ購入するという方法は、高いので難しいです。

白川委員) リストは渡していただいたと思いますが、あれは幼児教育の研究者にとってはすごく参考になります。

委員長) なるほど、そうですか。わかりました。

ほかはないでしょうか。

今年は、中学校・小学校の採択替えがないから余裕があるのではないかということ。もう一つは、採択替えのときは出版社の方、社会・歴史教科書を政治的なものが教育委員会に、時に持ち込まれる。今年はそういうことがないわけですので、極めてシンプルな形ですかね。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。二つの議案あわせて第10号議案、第11号議案ということでございます。原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第10号議案、第11号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 日程第6 閉会宣言